

「居宅介護・重度訪問介護」利用契約書

様（以下「利用者」という。）と株式会社成活が運営するケアサポート成活

（以下「事業者」という。）の提供する居宅介護サービス（以下居宅介護サービスという）を受け、それに対する利用料金を事業者を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条 （契約の目的）

本契約は、事業者が利用者に対し、障害者総合支援法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護等を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて定めます。

第2条 （契約の期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合、本契約は自動更新されるものとします。

第3条 （居宅介護計画）

- 1 サービス提供責任者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえたうえで、居宅介護サービスの目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成します。
- 2 居宅介護等計画については、1年に1度定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。
- 3 居宅介護計画の作成及び変更の際は、その内容を利用者およびその同居の家族に説明します。

第4条 （居宅介護サービスの内容）

- 1 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、第3条に定めた居宅介護等計画に沿って、居宅介護等サービスを提供します。
居宅介護 （ ① 身体介護 ② 家事援助 ） 重度訪問介護
- 2 利用者が利用できるサービスの内容は、個別支援計画書のとおりです。事業者は個別支援計画書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 居宅介護等計画が利用者との合意をもって変更されて、もしくは介護給付費の支給決定内容が変更されて、事業者が提供するサービスの内容が変更となる場合は、利用者の了承をえて新たな内容の個別支援計画書を作成し、それをもって居宅介護サービスの内容とします。

第5条 （介護給付費支給申請に1系る援助）

事業者は、利用者が介護給付費支給期間満了に伴う介護給付費支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第6条 （サービス提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等を電子データに入力し、データは当事

務所で保管します。

保管期間は、この契約の終了後2年間とします。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する1の記録の閲覧ができ、複写を求めることができます。ただし、複写に際して、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第7条 (利用料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月中旬頃に利用者に交付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに〔口座振り込み〕の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを現金で受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第8条 (サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日18：00までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の前日18：00までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して〔契約書別紙〕に定める計算方法により、料金の全部または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第9条 (相談・苦情対応)

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の相談・苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第10条 (契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項に規定する自由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日間の

- 予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 利用者の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い、介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い、支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の市区町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約更新で対応することができることとします。次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が施設に入所した場合
 - ② 居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第11条 （守秘義務）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。
- 3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者に説明し、同意を得ます。

第12条 （損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。
- 3 利用者は、故意又は過失により事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に復する責務を負うものとします。尚、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

第13条 （緊急時の対応）

事業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第14条 （身分証明書携行義務）

従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第15条 (連携)

- 1 事業者は、居宅介護等の提供に当たっては、他の指定居宅介護事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する物との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、居宅介護等の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する物との密接な連携に努めます。

第16条 (身元引受人)

- 事業者は、利用者に対し、法定代理人が選定されるまでの間、身元引受人を求めるものとします。但し、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、利用者が本契約に基づき債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負担するものとします。
 - 3 身元引受人は、前項の義務の他、次の各号の責任を負うものとします。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること。
 - ② 第10条の各号のいずれかに該当して契約が終了した場合、他事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努める事。
 - ③ 利用者が死亡した場合の遺体引取り、遺留金品の処理、その他必要な措置。

第17条 (協議事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

第18条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地为管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため本書1通を作成し、利用者・事業者が署名の上、利用者(写し)、事業者(本紙)の各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 川崎市高津区久末84-10
株式会社成活
代表取締役 鈴木 友望
訪問介護事業所 ケアサポート成活
事業所番号：１４１５３０１３３０

利用者

住 所

氏 名 _____ (印)

代理人又は立会い人等（利用者との関係： ）

住 所

氏 名 _____ (印)